

「ロンドン」海軍條約摘要参考艦船表

四 ワシントン海軍軍備制限条約廃止通告ニ関スル
枢密院下審査ノ要旨

「ワシントン」海軍軍備制限条約廢止通告ニ関スル枢密院下審査ノ要旨
右下審査ハ昭和九年十二月七日（金曜日）午前（十時十五分ヨリ十一時五十分迄）内桜田門内枢密院事務所ニ於テ行ハレ
タリ。

出席者

枢密院側

村上（恭一）書記官長、堀江（季雄）書記官、武藤（盛雄）書記官

外務省側

（条約局）栗山（茂）局長、小林（亀久雄）第一課長、福井（淳）事務官
（欧亜局）東郷（茂徳）局長、山形（清）課長、寺崎（太郎）事務官

海軍省側

吉田（善吾）軍務局長、岡（敬純）大佐（臨時調査課長）、横山（一郎）少佐（軍務局）

陸軍省側

橋本（群）大佐（軍務局軍事課長）、原（守）中佐（軍事課）

大蔵省側

賀屋（興宣）主計局長

栗山条約局長 「私ヨリ「ワシントン」条約ノ廢止通告ヲ為ス理由ニ付御説明申上グベシ。本年五月十七日英国外務大臣ヨリ駐英帝国大使ニ對シ明年開催ノ予定ナル海軍會議ヲ容易ナラシムル為ノ準備行為トシテ関係国間ニ個別的且祕密ノ意見交換ヲ行ヒ度キ旨ノ希望申出アリタルヲ以テ帝国政府ハ五月三十日右申出ニ同意ヲ表明シ米、仏、伊ノ諸國モ右申出ヲ應諾シ、六月十八日以降「ロンドン」ニ於テ関係国間ニ個別の会談開カレタリ。右会談ニ於テハ大体手続問題ニ關

シ意見ノ交換行ハレ、日本ハ政治問題ヲ討議ヲ為スコトハ絶対ニ反対ナル旨ノ意ヲ表明シ英米モ之ヲ了承シタリ。右会談ハ更ニ十月二十三日ヨリ再開セラレタルガ此ノ会談ニ於テハ實質問題ヲ討議スルコト以テ右討議ニ対スル対策トシテ政府ニ於テハ軍縮ニ関シ新ナル根本方針ヲ定メタリ。右根本方針ハ各國ノ保有シ得ベキ兵力量ノ共通最大限ヲ協定スルコト及右協定ヲ為スニ當リテハ軍縮ノ精神ニ則リ各國ノ保有シ得ベキ兵力量ノ共通最大限ヲ成ル可ク低下スペク、又攻撃的兵力ハ之ヲ極力縮限シ防禦的兵力ハ之ヲ整備シ、以テ各國ヲシテ攻ムルニ難ク守ルニ不安ナカラシムルコトヲ要旨ト為スモノニシテ閣議ニ於テ右根本方針ヲ定メ、日本代表ニモ訓令トシテ之ヲ与ヘ、十月二十二日ヨリ開カレタル準備交渉ニ於テ日本代表ハ此ノ根本方針ノ趣旨ニ基キタル提案ヲ為セリ。而シテ此ノ根本方針ハ現ニ存スル「ワシントン」条約ノ採用シ居ル軍縮ノ方針トハ相容レズ。日本ハ軍縮ハ為セド「ワシントン」条約ノ採用シ居ル軍縮ノ「フォーミュラ」ハ日本ノ軍縮ニ関スル根本方針トハ相容レザルモノナルヲ以テ「ワシントン」条約ハ一九三六年十二月三十日ヲ以テ一応期限切レ、若シ廢止ノ通告ヲ為サザレバ更ニ効力延長セラルコトナルニ付廢止ノ通告ヲ為ス次第ナリ。同条約ヲ一九三六年十二月三十一日ヲ以テ失効セシムル為メニハ二年前ニ廢止ノ通告ヲ為スコトヲ要スルニ付廢止ノ通告ハ本年中ニ之ヲ為サザレバカラズ。サレド政府ニ於テハ成ル丈ヶ関係国ガ共同ニ「ワシントン」条約ヲ廃止シ、次デ新ナル基礎ノ下ニ関係国ト軍縮協定ヲ結ビ度シト云フ考ニテ一応関係諸国ニ對シテ「ワシントン」条約ヲ共同ニ廃止ゼンコトヲ申入レタルガ米国等ハ「ワシントン」条約ハ之ヲ維持シ現存条約ノ範囲内ニ於テ軍縮ヲ為サントシ、又英國モ「ワシントン」条約ヲ廢棄セズニ軍縮ヲ為サントシテ進ミツツアリテ日本ノ提議ヲ應諾セズ。依テ已ム得ズ政府ニ於テハ我が单独ニ「ワシントン」条約ヲ廢止スルコトヲ決意シ、今回右廢止ノ通告ヲ為サントシ、措置案トシテ其ノ要旨ニ付御裁可ヲ仰ギタル次第ナリ。」

村上書記官長 「当局ニ於テ自發的ニ御準備ニナリ居ルコトアラバ進ンデ御説明ヲ願度シ。本日ハ別ニ質問ヲ用意シ居ル訳ニハ非ズ、皆様ノ御話ヲ伺フコトト為シ居レリ。」

吉田軍務局長 「「ワシントン」条約ノ廃止ヲ必要トスル兵術的理由ヲ申上グベシ。「ワシントン」条約ハ帝国ノ保有シ得ベキ主力艦及航空母艦ヲ英、米ノ六割ト定メ又要塞及海軍根拠地ノ現状維持ヲ規定シ居レルガ同条約締結ノ當時ニ於テハ帝国ハ英、米ノ七割ニテ英、米ト対等ノ戦争ヲ為シ得トノ見解ヲ有シ居リ、条約ニ於テ要塞及海軍根拠地ノ現状維持ヲ定メタル代價トシテ帝国ハ英、米ノ六割ニテモ差支ナカリキ。然ルニ同条約締結以来既ニ十三年ヲ経過シ、此ノ間國際ノ情勢変化シ、右変化ハ特ニ東洋方面ノ情勢ニ於テ顯著ナリ。又科学、技術ノ進歩ニ伴ヒ艦船、兵器、航空機ノ進歩発達モ著シク、之等ニ付テハ今後ニ於テハ更ニ著シキ進歩発達ヲ予期スル次第ナリ。而シテ之等ノ進歩発達ガ我々ノ兵術ニ与フル影響ハ甚ダ重大ニシテ今後帝国防上ノ所要兵力如何ニ付テハ慎重ニ攻研究ヲ加フルノ要アルニ至レリ。此ノ結果海軍當局トシテハ将来帝国防ノ安全ヲ期スル為ニハ實質的ニ米（英）ト均等ノ兵力ヲ整備充実スルコト絶対ニ必要ナリトノ結論ニ達シ、從テ帝国海軍ヲ劣勢ニ規定スル「ワシントン」条約ハ絶対的有効期間ノ満了ト共ニ之ヲ廃止スルコトヲ必要トスルニ至レリ。以下更ニ之ヲ稍々詳シク申上グベシ。第一ハ艦船、兵器、航空機ノ進歩発達ガ顯著ナル点ニシテ艦船ノ航続距離、速力、砲煩威力、防禦力、通信力及見張力ノ增大ハ其ノ主ナルモノナリ。

勿論艦船、兵器、航空機ハ各國ニ於テ進歩発達スルト共ニ日本ニ於テモ進歩発達シタリ。果シテ然ラバ右ノ進歩発達ハ、相對のモノニシテ即チ日本モ各國ト同様ニ進歩発達シタリトセバ情勢ハ以前ト同様ナラズヤトゾ議論モ立チ得ベキモ渡洋作戦ヲ行ヒ海ヲ渡リテ攻メ来ル米国ト我々防禦ヲ為ス者トニ就キ考フルニ右ノ進歩発達ガ作戦上及ボス影響ニハ大差アリ。即チ艦船ノ航続力及速力ノ増大ハ海洋ノ距離ヲ短縮シ、攻メ来ルモノニ有利トナリ、防者ニ取りテハ海洋ヲ距テ居ルガ為有スル兵術上ノ地位的優位ヲ減殺スルモノナリ。戰時帝国海軍ノ作戦ハ西太平洋ノ制海權ヲ確保スルヲ目的トシ敵ガ大洋ヲ渡リテ東洋ニ攻メ来ルコトハ困難ナリキ。敵ガ大洋ヲ渡リ来ルノ弱点ヲ有スルニ乘ジ、當方ハ機宜ノ作戦ヲ為シ、逸ヲ以テ勞ヲ待ツノ術策ヲ施スノ便利アリシ為帝国ハ七割又ハ六割ノ劣勢ヲ以テシテモ敵ニ对抗シ得タルガ

今日ニ於テハ航続力、速力等ガ増大シタル為ニ劣勢ヲ以テシテハ敵ニ対抗スルコト困難ト為レリ。大洋ヲ渡ルニハ以前ニ於テハ燃料ノ補給上日数モ多ク要シタルガ今日ハ余り日数ヲ要セズ、燃料等ノ補給モ要セズ、又昔ハ敵ノ弱点ニ乘ジテ奇襲ヲ加ヘ得タルガ今日ニ於テハ航空機等ガ発達シタル為奇襲ヲ加フルコト困難ト為リ、ツマリ逸ヲ以テ勞ヲ待ツコト困難ト為リ、作戦上以前ノ兵力ニテハ足ラザルコト為リ、又将来ノ兵力ヲ整備スルニ重大ナル変更ヲ加フルコトヲ要スルコトト為レリ。即チ以前ニ期待シ得タルコトハ今日ニ於テハ之ヲ期待スルコト困難ト為リ、又今日ノ趨勢ヨリ考フレバ将来ニ於テハ之ヲ期待スルコト一層困難ト為レリ。従テ科学、技術ノ進歩ニ付テハ我国ハ各国ト同等ナリトスルモ海洋ノ距離ガ短縮セラルコト為リタルコトハ我国ガ初ヨリ敵ト近距離ニ於テ相対スルト同様ノ結果ト為リ、従テ国防ノ安固ヲ期スルニハ同等ノ兵力ヲ準備スルコト必要ト為レリ。次ニ述ブベキハ蘇支両国ノ情勢ナリ。「ソヴィエト」ハ極東ニ兵力ヲ集中シ、最近「ウラジオ」ニハ急速ニ水上艦艇ヲ増加シ、殊ニ潜水艦ヲ同地ニ集中セリ。現在同地ニハ約四十隻ノ潜水艦アリ。尚之ヲ増ス傾向アリ。又支那ニ於ケル航空兵力ノ整備ハ近年著シク、又将来益々著シカルベシ。蘇支両国ノ軍備ハ単独ニ考フルトキハ大シタルコトナキモ我国ガ一朝有事ノ際他国ト協同シ若ハ他国ニ利用セラルノ虞アリ。此ノ場合ニハ両国ガ我国ニ近接シ且背後ニ位置セル関係上我国海軍作戦ニ相当ノ不利益アルコトヲ予期ザルベカラザルヲ以テ帝国ハ此ノ方面ニ対シテモ相當ノ手当ヲ為スノ要アリ。第三ニ述ブベキハ英米ノ根拠地ガ強化セラレタルコトナリ。米國ハ布哇ノ根拠地ヲ強化シ、右強化ハ最近益々盛ト為リタルガ日米ガ相対抗スル場合米國ハ此地ヲbaseト為シ、此ノ地ニ燃料ヲ蓄積シ置キ、此ノ地ニ於テ艦船ニ対シテ燃料ヲ補給スベク、之ハ我ガ作戦ヲ困難ナラシメ、敵ノ作戦ヲ有利ナラシムモノナリ。尚米國ハ滿州事件以来其ノ艦隊主力ヲ太平洋ニ集中シタルガ之ハ有事ノ際米國ニ立チ上リヲ容易ナラシムモノニシテ之レ亦我々ガ作戦ヲ為ス上ニ重要ナル考慮ヲ要スル点ナリ。又英國ニ付テハ新嘉坡ノ軍港ハ遠カラズ予定ノ計画ヲ完了スベク、之ハ彼等ガ東洋方面ニ兵力ヲ集中シ、其ノ東洋ニ対スル進攻作戦ヲ容易ナラシムモノナリ。之等ノ諸事情ヲ綜合スルニ、帝国ハ少クトモ最大海軍国タル英米ト均等ノ海軍力ヲ有スル

コト必要ニシテ帝国ノ軍備ヲ劣勢ナラシメ居ル現在ノ軍縮条約ヨリ帝国ハ一日モ速ニ脱却スルノ要アリ。尚一言付加増シ度キハ「ワシントン」条約ハ帝国ガ劣勢ヲ受諾シタル代償トシテ防備ノ現状維持ニ関シ規定シ居ル処防備ノ制限自体ハ軍縮ノ精神ニ合スルモノナルモ今日ニ於テハ防備制限区域内ノ根拠地等ハ其ノ価値著シク滅殺セラレタル点ナリ。「ワシントン」条約ヲ廢止スレバ同条約ニ規定セラル防備ノ制限モ廢止セラルコトナルモ防備制限条項ハ之ヲ解消シテモ帝国ノ国防上差支ナシ。即チ将来更ニ防備制限条約ヲ結ブコトハ可ナルモ「ワシントン」条約ヲ廢止スル結果同条約ニ規定セラル防備制限ハ廢止セラレテモ帝国ノ国防上ハ差支ナシ。」

村上書記官長 「手続上ノ問題ナルガ通告文ハ駐米大使ヨリ國務省ニ与フルヤ。」

栗山條約局長 「然リ。」

村上書記官長 「電信ニテ通告スルヤ。」

栗山條約局長 「駐米大使ニ電信ニテ送リ、同大使ヲシテ國務省ニ通告セシムルモノナリ。」

村上書記官長 「通告ノ文案ハ既ニ駐米大使ニ送リアルヤ。」

栗山條約局長 「通告文案ハ未ダ駐米大使ニ送リ居ラズ。御裁可アリタル節ハ通告ノ文案ヲ電信ニテ駐米大使ニ送リ、同大使ヨリ國務省ニ通告セシムルモノナリ。」

村上書記官長 「本日ハ大シテ質問モ準備シ居ラザルニ付見当ヲオ教ヘ願フ。「ワシントン」条約ハ一応一九三六年十二月三十一日迄有効ニテ其ノ後ハ暗黙ニ延長セラレ何時ニテモ廢止ノ通告ヲ為シ得ル次第ナルヤ。」

栗山條約局長 「然リ。」

村上書記官長 「「ロンドン」条約ノ有効期間ハ如何。」

栗山條約局長 「一九三六年十二月三十一日ニテキツパリト条約ハ廢止セラルル次第ナリ。」

村上書記官長 「其ノ後ニ於テハ延長セラルコトナキ次第ナリヤ。」

栗山条約局長 「「ロンドン」条約ノ第四編ハ無期限ニ存続スルコトヲ為リ居レリ。」

村上書記官長 「第四編ハ永久ニ國際法ノ原則トシテ残ル次第ナリヤ。」

栗山条約局長 「然リ。」

村上書記官長 「「ロンドン」条約ヲ以テ實質的ニ「ワシントン」条約ヲ变更シタル点アリヤ。」

吉田軍務局長 「「ワシントン」条約ハ主力艦及航空母艦ニ関スル規定ガ主ナリ。」

村上書記官長 「代艦建造ニ付テハ如何。」

栗山条約局長 「「ロンドン」条約ヲ以テ改正セラレ居レリ。」

村上書記官長 「航空母艦ノ噸数ニ付テモ变更セラレタリヤ。」

栗山条約局長 「然リ。右変更ハ「ロンドン」条約第一条、第二条及第三条ニ規定セラレ居レリ。」

村上書記官長 「本年中ニ「ワシントン」条約ノ廃止ヲ通告セザルベカラザル理由如何。」

吉田軍務局長 「「ロンドン」条約ハ一九三六年十二月三十一日限り廃止セラルベキヲ以テ其ノ後ニ於テハ「ワシントン」条約モ廃止シテ帝国ハ一日モ早ク新ニ適當ト認ムル軍備ヲ整備スルノ必要アルガ為ナリ。」

村上書記官長 「現在行ハレツツアル予備交渉ハ「ロンドン」条約ニ付テナリヤ。」

吉田軍務局長 「「ロンドン」条約ノ規定ニ基ク明年ノ本會議ニ對スルモノナリ。」

村上書記官長 「明年開カルル會議ハ「ワシントン」条約ニ基ク會議ニ非ザルヤ。」

吉田軍務局長 「帝国ガ本年内ニ「ワシントン」条約ノ廃止通告ヲ為セバ同條約ニ基ク會議モ明年開催セラルベク、右會議ハ自然「ロンドン」条約ニ基ク會議ニ合流スベシ。」

村上書記官長 「「ロンドン」条約ニ基ク會議ハ明年開カルル筈ナル處現在ノ予備交渉ガ決裂シテモ右會議ハ明年開カルルヤ。」

栗山条約局長 「理論上ニ於テハ然リ。」

村上書記官長 「明年ノ軍縮會議ガ不調ニナリタルトキニ「ワシントン」条約ノ廃止通告ヲ為シテハ遲キヤ。」

吉田軍務局長 「遲シ。」

村上書記官長 「「ワシントン」条約ノ廃止通告ハ半年又ハ一ヶ月後レテモ不可ナリヤ。」

吉田軍務局長 「一日遲レテモ不可トスル次第ナリ。」

堀江書記官 「「ワシントン」条約ノ終期ト「ロンドン」条約ノ終期トガ異ツテハ不可ナリト言フ次第ナリヤ。」

吉田軍務局長 「「ロンドン」条約ハ一九三六年十二月三十一日ヲ以テ当然終ル。」

堀江書記官 「「ロンドン」条約ハ一九三六年十二月三十一日ヲ以テ終ル処「ワシントン」条約ハ本年内ニ廃止ノ通告ヲ為サズシテ一九三六年十二月三十一日後モ残ルコトトナリテハ兩條約ノ關係上困ルコトアリヤ。」

岡大佐 「主力艦ニ付テハ制限存シ、補助艦ハ無制限トナルコトハ困ル。」

吉田軍務局長 「根本問題トシテ困ル次第ナリ。」

村上書記官長 「兩條約共ニ失効スルコト必要ナル訳ナリ。一九三六年末ノ現有勢力ノ艦隊ハ不可ナリヤ。」

吉田軍務局長 「不可ナリ。」

村上書記官長 「仮ニ「ワシントン」条約ヲ廢棄セズ其ノ艦隊繼續スルトセバ同條約ニハ代換ノ表アリヤ。」

吉田軍務局長 「代換ハ一九三七年ヨリ始ムルコトヲ得。」

村上書記官長 「一九三七年ヨリナリヤ。」

吉田軍務局長 「代換ハ「ロンドン」条約ニ依リ一九三六年迄延期セラレアルガ故ニ其ノ失効後一九三七年ヨリ始メ得ルコトトナルナリ。」

村上書記官長 「ドウ言フ風ニ始ムルカニ付協定アリヤ。」

吉田軍務局長 「「ロンドン」条約ハ代換ノ建造ヲ一九三七年迄延期セシノミニテ其ノ後ノ建造ニ付テハ規定ゼズ。從テ一九三七年ニ至レバ「ワシントン」条約ニ依レバ代換ノ建造ハ日本ハ毎年一隻、英米ハ三年間ニ五隻ノ割合ニテ一九年六年迄ノ分ヲ一時ニ建造スル権利アリトモ言フコトヲ得ベシ。即チ新協定ヲ作ラザル限り日本ハ七隻英米ハ十一隻ヲ作り得ル次第ナリヤ。」

村上書記官長 「「ロンドン」条約ハ「ワシントン」条約ニ依ル代換建造ヲ延期シタルノミニテ代換年次ヲ繰下グル規定ナキ次第ナリヤ。」

吉田軍務局長 第ナリ。」

村上書記官長 「事實上同時ニ多クヲ建造スルガ如キコトナカルベシ。」

吉田軍務局長 「或ハ然ラン。條約上ハ建造シ得ルノ権利アル次第ナリ。」

堀江書記官 「代換建造ノ年次ニ付テハ條約ノ解釈上疑問トナリ居ル次第ナラズヤ。」

吉田軍務局長 「全然協定存セザル次第ナリ。」

堀江書記官 「其ノ儘順推シニ延バシタルモノト解スベキニ非ザルヤ。」

吉田軍務局長 「趣旨ハ然ランモ之ハ推測ナリ。」

村上書記官長 「「ワシントン」条約ヲ其ノ儘存続セシムレバ一九四二年ニハ同條約ニ掲ケル数字ニ合致スベク、右数字以上ニナルコトナカルベシ。」

吉田軍務局長 「修正ヲ加ヘザル限り尻ヲオサフルコトハ出来ル次第ニテ條約ニ掲ケル数字以上ニナルコトナシ。」

村上書記官長 「一九三六年十二月三十一日現在ニ於ケル各國ノ現有勢力ヲオ調べ置キ願度シ。」

吉田軍務局長 「主力艦、航空母艦等ノ艦種別ニ予想ヲ作成シタルモノアリ。」

村上書記官長 「右ハ前以テ承知致度シ、皆様ニ配布致シ置キ度シ。」

村上書記官長 「「ワシントン」条約及「ロンドン」条約ハ各國共之ヲ誠実ニ履行シタリヤ。」

吉田軍務局長 「表面履行シタリト云フベキモ防備制限条項等ニ付テハ解釈上ノ疑義アリ。英國ハ支那ノ擾乱ヲ理由トシテ香港ニ飛行場ヲ作りタリ。之ガ條約違反ニナルヤ否ヤニ関シ曾テ研究シタルコトアルモ默認シ居ル状態ナリ。又商業上ノ名義ニテ又ハ民間ノモノトシテ作ル飛行場ノ如キモ果シテ商業用又ハ民間ノモノナリヤ否ヤ其ノ真意疑フベク我々トシテハ軍用トシテ使用セラルルノ覚悟ヲ要ス。」

堀江書記官 「防備制限ヲ廃止シテモ国防上差支ナキ理由ヲオ説明願度シ。」

吉田軍務局長 「例セバ艦船ノ航続距離大ニナレバ根拠地ヲ期待スルノ要ナシ。又飛行機ノ出現モ根拠地ノ必要ヲ減ゼシメタリ。」

村上書記官長 「防備其ノモノノ有スル価値ガ減ジタル次第ナリヤ。」

吉田軍務局長 「経費節減ノ為即チ經濟的、精神的ニハ防備ニ付テノ制限存スル方宜シキモ防備制限ノ存否ハ兵術上ニハ影響少シ。」

村上書記官長 「右ハ帝国政府ノ海軍軍縮ニ対スル方針ナリ。」

吉田軍務局長 議ニ対シテモ右ノ方針ニテ臨ムヤ。」

村上書記官長 「現実ニ英、米ト同等ノ軍艦ヲ作ル積ナリヤ。」

吉田軍務局長 「條約ハ權利ヲ定ムルモノナルヲ以テ實際ニ當リ條約ニ定メタ丈ヶノ軍艦ハ作ラザル場合等モアルベシ。」

從來ニ於テモ英、米ハ條約上ノ権利ヲ保有シタルノミニテ實際上ハ條約ニ於テ許サレタル最高限迄ノ建造ハ為サザリキ。」

村上書記官長 「海軍ハ「ワシントン」条約及「ロンドン」条約ノ下ニ日本ニ権利トシテ許サレタル最高限ヲ実現スル計画ナリシヤ。」

吉田軍務局長 「実現シ得ルヲ目途トセリ。」

村上書記官長 「右最高限内ニ於テ建造スルコトハ他國ニ於ケル建造ト照應シテ行フ次第ナリヤ。」

吉田軍務局長 「実際ノ建造ハ他國ニ於ケル建造等ヲ見テ隨時考慮シテ差支ナキ次第ナリ。」

村上書記官長 「新協定ノ下ニ於テハ日本トシテハ如何ナル種類ノ軍艦ヲ建造スル計画ナリヤ。」

吉田軍務局長 「政府トシテノ案ハ存セズ。」

村上書記官長 「海軍部内ノ計画ハ如何。」

吉田軍務局長 「具体的ニ数字ヲ申シ上グルヲ得ズ。新協定ノ内容ヲ見タル上政府ト相談シ、現実ニ幾何ヲ建造スルヤヲ定ムベシ。」

村上書記官長 「各国ノ保有シ得ベキ共通最高限ヲ幾何トスベキヤニ付腹案アリヤ。」

吉田軍務局長 「研究シタルモノアルモ今ハ各国ニ対シテ共通最大限ヲ定ムルト云フ原則ヲ問題ト為シ居ル次第ナリ。海軍部内ニハ準備シタルモノアレド先ヅ各国ニ対シテ共通最大限ヲ定ムルト云フ精神ガ認メラレザルベカラズ。」

村上書記官長 「各国ニ対スル共通最高限ヲ定ムルトシテ右最高限ノ範囲内ニテドノ位ヲ建造スルカノ用意アリヤ。」

吉田軍務局長 「右ハ自主的ノモノニシテ政府トモ相談ノ上定ムベシ、「ワシントン」条約ノ下ニ於テモ「ロンドン」条約ノ下ニ於テモ然リ。」

村上書記官長 「具体的数字ノ用意アラバ此ノ点ニ付テハ委員会ニ於テモ質問アルヤモ計ラレザルニ付委員会ノ折ニハ御持參ヲ願度シ。」

吉田軍務局長 「委員会ニ対シテ数字ヲオ示シスルヲ得ズ。」

村上書記官長 「枢密院ノ委員会ハ議会ト異リ絶対祕密ナルヲ以テ部内ノ腹案ヲ御説明願度シ。右御説明ヲ願ヒタル為後日政府ヲ拘束スルガ如キコトナシ。」

吉田軍務局長 「具体的数字ハオ示シスルコト出来ザルモ概念的ノコトニ付テハ考慮スベシ。」

村上書記官長 「「ワシントン」条約ニ依ル代換建造ノ財源ハ用意シアリヤ。」

賀屋主計局長 「「ワシントン」条約ニ依リ延期セラルル前ニ於テハ「ワシントン」条約ニ依ル代換建造ノ建造ガ「ロンドン」条約ニ依リ延期セラルル前ニ於テハ「ワシントン」条約ニ依リ延期セラルルコトナリタルガ若シ代換建造ガ始マルシテ今日ニ於テハドウ云フ風ニ財源ヲ用意スルカハ之ヲ申上グルヲ得ズ。即チ日本ノ財政ノ現状ヲ以テシテハ只其ノ時ノ状況ニ於テ最善ノ努力ヲ為スベシト云フノ外具体的数字ヲ申上グルヲ得ザル次第ナリ。今日ニ於ケル日本ノ財政状態ハ「ロンドン」會議前トハ甚ダ異ナリ居レリ。」

村上書記官長 「「ロンドン」条約審議ノ際同條約実施ノ結果浮ビ出斯財源ニ付テハ其ノ一部ハ同條約ニ依ル国防上ノ欠陥ヲ補充スル為ニ之ヲ用ヒ、他ノ一部ハ減税ノ為ニ之ヲ用フル旨関係大臣ヨリ説明アリタルガ右財源ハ其ノ後如何ニ活用セラレタルヤ。」

賀屋主計局長 「只今資料ヲ持參シ居ラザルニ付正確ノコトハ申シ上ゲ兼ヌルガ、右財源ハ昭和五年ニ於テ約五億ニ達シ、内約三億七千万円ヲ海軍軍備ノ補充ニ用ヒ、約一億五千万円ヲ減税ニ向ケタル様記憶ス。」

村上書記官長 「実際ニ右財源ハ使用シタル次第ナリヤ。法律ノ改正ハ之ヲ為シタルヤ。」

賀屋主計局長 「今日ハ當時ト多少状況異ルモ今日ニ於テモ當時制定シタル減税ノ規定ニ依リ年額約三千万円程度ノ減税ヲ行ヒ居レリ。」

村上書記官長 「委員会ニ於テハ右ニ関スル具体的数字ヲ御説明願度シ。表ニシタルモノアラバ御送付願度シ。」

村上書記官長 「「ワシントン」条約廢止ノ結果無条約状態ト為レバ如何ナル情勢ト為ルヤ。」

吉田軍務局長 「万一無条約状態ト為ルトキハ帝国ハ国情ニ適シ、国防上最モ適當ト認ムル軍備ヲ整備スルヲ以テ不安ヲ感ゼズシテ対抗スルコトヲ得。」

村上書記官長 「無条約状態ニ為レバ製艦競争起ルベシ。「ロンドン」条約ヲ可決シタル時ハ同条約ニ依リ製艦競争ヲ避ケルコトガ根本ノ考ナリシガ条約ヲ廢止スレバ製艦競争ガ実現スルモノト思ハザルベカラズ。」

吉田軍務局長 「無条約状態ト為リタレバトテ必ズ製艦競争ガ到来スペシトハ断定スルヲ得ズ。」

村上書記官長 「此ノ点ニ関シテハ樂觀スル次第ナリヤ。」

吉田軍務局長 「樂觀ハセズ。サレバトテ必ズ製艦競争ニ為ルトモ云フヲ得ズ。」

東郷欧亜局長 「一九三六年十二月三十一日迄ハ造艦ハ制限セラルベク、其ノ後ニ於テモ財政ノ状況及造艦能力等ニ依リテ造艦ハ制限セラルベシ。製艦競争起ラズトハ何人モ之ヲ保証シ得ザレドモ成ル可ク製艦競争ノ起ラザル様ニ導クベシ。」

村上書記官長 「夫ハ外交上ノ工作ニ依リテナリヤ。」

東郷欧亜局長 「外交上ノ工作モ其ノ一ナルガ其他我方ヨリモ軍拡ノ先端ヲ切ルコトナク且関係国ニ対シ製艦競争ヲ起サシメザル様導カムトスルモノナリ。」

村上書記官長 「兎ニ角製艦競争ハ起ルモノト考ヘザルベカラザル故之ヲ相当説明シ得ル様準備セラレ置クコト必要ナリ。」

吉田軍務局長 「「ワシントン」条約ヲ廢棄シテモ同条約ハ一九三六年十二月三十一日迄ハ有効ナリ。一九三七年以後ニ於テハ製艦競争起ラズト楽觀スルヲ得ザレドモ各国共財政上及造艦能力上等ニモ制限アルヲ以テ非常ナル建艦競争ガ起ルヤ否ヤハ疑問ナリ。而シテ建艦競争ト為リタル場合ニハ我ガ対米勢力ハ不安ニナラザルヤノ問題ニ付テハ我国ハ数字議ノ経過ニ微スルモ之等諸条約ガ互ニ関係ヲ有シ居ルコトニ付テノ記録ナシ。」

的ニハ必ズ帝国ニ有利ニ展開スルモノトハ云ヒ得ザルモ帝国ノ国情ニ合シ帝国海軍ノ特徴ヲ發揮スル軍備ノ整備ニ依リ不利ナル条約ヲ締結スルヨリモ国防上有利ノ地位ニ立ツコトヲ得ベシ。」

村上書記官長 「「ワシントン」海軍条約ハ他ノ「ワシントン」諸条約トハ関係ナキヤ。」

栗山条約局長 「「ワシントン」ニテ締結セラレタル条約ニハ四ヶ国条約、九ヶ国条約等アレド軍縮条約ハ一九三六年十二月三十一日ヲ以テ一応期限切レ、四国条約ノ有効期間ハ実施後十年間ナルヲ以テ右条約ハ昨年八月ヨリ暗黙ニ更新セラレ、九国条約及關稅条約ニハ期限ナシ。斯クノ如ク「ワシントン」ニ於テ締結セラレタル条約ハ各々其ノ期限異リ、又之ガ当事者及其ノ有スル目的モ異ルヲ以テ日本政府ニ於テハ之等諸条約ガ相互ニ関係シ居ルモノトハ見居ラズ。又会議ノ経過ニ微スルモ之等諸条約ガ互ニ関係ヲ有シ居ルコトニ付テノ記録ナシ。」

村上書記官長 「「ワシントン」海軍条約ハ当然他ノ「ワシントン」条約トハ関係ナキ次第ナリヤ。」

栗山条約局長 「然リ。」

堀江書記官 「製艦競争起リタルトキハ日本ニ於テハ攻ムルニ難ク守ルニ不安ナキ軍備ヲ整備スペク、艦船ノ種類ニ付テハ右目的ノ為特色アル方面ニ力ヲ入レ、又米國ハ日本ト対抗スル為攻メ易キモノヲ作ルコトトナルベク、從テ日本ノ軍備ハ金ガカカラザルモ米國ノ軍備ハ金ガカカルト云フガ如キコトト為ルコトナキヤ。」

吉田軍務局長 「製艦競争ノ起リタル場合ニハ我が國ニ於テハ特色アル軍備ガ主ニナル故ニ必ズシモ先キ程申上ゲタル原則ト一致スルトハ限ラズ。」

堀江書記官 「製艦競争ト為ル場合ニハ米國ハ大艦ヲ建造セザルベカラズ、從テ米國ノ方ガ日本ヨリ財政上痛ク、之ガ為米國ハ現存条約ノ維持ヲ力説スルモノニ非ザルヤ。」

吉田軍務局長 「サウ迄ハ考ヘラレズ。防禦モ攻撃モ概念ノ問題ニシテ米國ガ「ワシントン」条約ノ存続ヲ主張スル理由ハ單ニ経費ノミノ問題トハ考ヘザル方至当ナリ。」

堀江書記官 「製艦競争ト為リテモ我國ニ於テハ財政上心配スルノ要ナシト云フ人アルモ果シテ然リヤ。」

吉田軍務局長 「「ワシントン」条約ノ存在スル場合ト大ナルヒラキ無クシテ帝国ノ軍備ヲ整備シ得ベシト思考ス。尚製

艦競争ノ場合ニ付テハ要スレバ係官ヨリ更ニ詳シク説明スペシ。」

栗山条約局長 「委員会ニハ總理以下出席セザルベカラザル故委員会ハ議会ノ形勢ヲ見テ議会ノ済ミ次第開催スル様御手配ヲ願度シ。」

村上書記官長 「委員会ニ対シテハ多少トモ参考トナルモノハ準備シ置カレ度委員会ハ関係大臣ノ出席シ得ル最初ノ日ニ開ク予定ニテ委員長以下此ノ考ナリ。」

岡大佐 「帝国ノ主張ヲ貫徹出来ヌ場合ニハ無条約状態ト為ル方ガ現行条約継続ヨリ国防上ハ有利ナリ。敵味方相対スル場合ニハ敵ノ弱点ヲ突クト共ニ敵ヲシテ其ノ利点ト特徴トヲ発揮セシメザル様ニ為シ、自分ノ利点ト特徴トヲ発揮スル様ニセザルベカラズ。元来日本ハ防者ノ地位ニ在リ、敵ハ大洋ヲ渡り来ルノ弱点ヲ有シ、我ハ此ノ弱点ニ付ケ込ムノ利点ヲ有シタリシガ今日ニ於テハ敵ノ有スル弱点ハ薄ラギ、土俵ノ両側ニ立チテ取組ミ合フノト略同一ノ状況ト為レリ。

此ノ場合ニハ一〇対一〇ノ力ニ非ザレバ勝目ナキコト明カナリ。若シ一〇ノ力ヲ有セザルトキニハ其ノ間如何ニカシテ敵ノ弱点ヲ突キ我ガ利点ヲ発揮スベキ手段ヲ講ゼザルベカラズ。条約ヲ以テ量及質ヲ縛ラレテハ此ノ手ヲ施スコト全然不可能ナリ。先方ガ一〇ノ力ヲ有シ、当方ガ七ノ力ヲ有スル場合當方ニ於テ特徴ヲ発揮シ細工ヲ施スノ余裕ナキトキハ勝目ナシ。サレド仮令當方ノ力ハ七ナリトスルモ其ノ内容ガ當方ノ特徴ヲ発揮シ、敵ノ弱点ヲ突キ得ルガ如キモノナルトキハ初メテ其処ニ勝目ガ生ジテ來ル。之れ日本ノ主張ガ通ラザルトキニハ無条約状態ト為リ特徴アル軍備ヲ整備シ得ルコトトナル方ガ日本ノ為ニ有利ナル所以ナリ。此ノ見地ヨリ製艦競争ヲ見ルニ無条約状態トナリテ特徴アル軍備ノ整備ヲ為スコトガ自由トナラバ製艦競争起リテモ我ハ必ズシモ先方ト同種ノ兵力ヲ同量丈ケ有スルノ要ナク、從ツテ「イタチゴツコ」テ何処マデモ量的ニ製艦競争ヲ為シ行ク必要ナキ次第ナリ。又他方製艦競争ハソウ容易ニ起ルモノニ非

ズ。蓋シ製艦競争ノ生起ヲ制肘スルノ事情ハ幾多存スレバナリ。製艦競争ノ起ルハ一九三七年以後ノコトナルガ若シ同年以後ニ「ワシントン」条約及「ロンドン」条約ガ存続スルトセバ毎年米国ハ七万噸、英國ハ八万噸、日本ハ主力艦ノ代換ヲモ加ヘ五万五千噸ノ建造ヲ要スベク、此ノ事態ハ条約ノ存続ニヨリ生ズルモノナリ。現在米国ハ年平均約七万噸、英國ハ年平均約四万噸ヲ建造シ日本ハ三万余噸ヲ建造シ居レルガ米国ノ造艦能力ハ大体八万噸、英國ノ造艦能力ハ約十万噸、日本ノ造艦能力ハ約五、六万噸ナリ。米国ノ造艦能力ヲ八万噸、英國ノ造艦能力ヲ十万噸ト見積リタルハ二十四年間ノ統計ヲ取りタルモノニシテ大体此ノ位ガ両国ニ於ケル「リーソナブル」ノ造艦能力ナリ。米国ニテ議会ニ提出セラレタル各種建艦計画ヲ見ルモ普通六万噸又ハ七万噸ニシテ同國ノ造艦能力ヲ平時約八万噸ト見ルノハ穩當ナリ。之れ以上ヲ建造スル為ニハ工場ヲ拡張スル等相当ノ費用ヲ要スルコトトナルベシ。又造艦競争ハ人ノ問題ニ依リテ制限セラル。即チ如何ニ艦船ヲ建造シテモ人ガ之ニ伴ハザルベシ。又建艦競争ヲ始メテモ海軍ノ艦艇ヲ全般的ニ増スコトハ困難ナリ。「ワシントン」条約ノ締結前ニアリテハ軍艦ノ建造ハ主力艦ニ集中セラレ各國共 unbalanced fleet ト為リタルガ今後建艦競争起ルトキニハ各艦種ヲ建造セザレバ unbalanced fleet ト為ルノ結果ヲ招来スベシ。又米国ニ付テ考フルニ非常ニ兵力ヲ大ニスルニ於テハ之ヲ東洋ニ送ルコトハ困難ナリ。即チ大艦隊ヲ送ル為ニハ後方連絡トシテ商船ヲ必要トスルヲ以テ建艦競争ニ伴ヒ商船ニ対シテモ大ナル考慮ヲ要スルコトトナル。從テ米国ニ付テ觀テモ無条約トナリテモ条約ヲ統行スル場合以上ニ多クノ艦船ヲ建造スルコトハ容易ノコトニ非ズ。右ノ次第デ建艦競争ガ起ラザルベキコトハ相當合理的ニ考ヘ得ラル處ナルガ仮令建艦競争ガ起リテモ先キ程申上ゲタル手段ニ依リ日本ハ先方ニ充分対抗シ得ルノ成算ヲ有シ居リ、財政的困難ヤ国防ガ不安ニ陥ルコトトナルト云フガ如キコトハナシト考ヘ居ル次第ナリ。」

（十二月七日ノ枢密院下審査ニ於ケル条約局長説明要旨）

「ワシントン」海軍軍備制限条約廃止通告ノ理由

本年五月十七日英国外務大臣ヨリ駐英帝国大使ニ対シ明る年開催ノ予定ナル海軍會議ヲ容易ナラシムル為ノ準備行為トシテ

關係國間ニ個別的且祕密ノ意見交換ヲ行ヒ度旨ノ希望申出アリタルヲ以テ帝国政府ニ於テハ右予備交渉ノ開催ヲ適當ト認メ五月三十日前記申出ニ同意ヲ表明シ六月十八日以降倫敦ニ於テ關係國間ノ交渉開始セラレタリ而シテ当初ハ大体手続問題ニ関スル意見ノ交換行ハレタルモ十月下旬ヨリ再開ノ予備交渉ニ於テハ軍縮ノ實質問題ニ入り既ニ日英間ニハ三回、日米間ニハ二回、英米間ニハ三回ノ正式代表會議行ハレ其ノ他數次ノ私的會談等行ハレタル次第ナリ

(一) 各國ノ保有シ得ヘキ兵力量ノ共通最大限ヲ協定スルコト

(二) 右協定ニ當リテハ

(イ) 軍縮ノ精神ヲ發揮スル為右限度ヲ小ナラシムコト

(ロ) 攻擊的兵力ハ之ヲ極力縮限シ防禦的兵力ハ之ヲ整備シ以テ各國ヲシテ攻ムルニ難ク守ルニ不安ナカラシムルコト
ノ要旨ニ依リ兵力ニ關スル協定ヲ行フノ根本義ヲ確立シ今次予備交渉ニ於テモ右方針ニ基キ銳意我主張ノ貫徹ニ努力シツ
ツアル次第ナルカ大正十一年締結セラレタル「ワシントン」海軍軍備制限條約ハ比率主義ヲ基調トシ前記我方方針ト根本
的ニ相容レサルモノナルヲ以テ帝国政府ハ前記方針ノ確立ト共ニ能フ限り速ニ同條約ノ廢止通告ヲ為スニ決シタル次第ナ
リ尤モ帝國ハ成ルヘク友好的且効果的ニ今次予備交渉ヲ行ハント欲スルモノナルヲ以テ關係國共同シテ條約廢止通告ノ手
続ヲ為スノ形式ヲ採ルヲ適當ト認メ今次予備交渉中關係國政府ニ對シ共同廢止通告方提言スル所アリタルモ何レモ之ニ應
諾セサルコト明トナレルヲ以テ帝国政府单独ニ廢止通告ノ手續ヲ執ルノ已ムナキニ至レリ

尚帝國政府ニ於テハ同條約ノ廢止ヲ為スモ海軍軍備縮少ニ關スル協定ヲ為ササルコトヲ欲スルニ非スシテ關係國間ニ公正
妥當ナル新協定ヲ遂ケ以テ世界平和ノ確立ニ貢献セムトスルモノナルヲ以テ今後共引続キ前記方針ニ則リ新協定ノ成立ニ
努力スルノ決意ヲ有スルコト勿論ナリトス

枢密院ニ提出シタル書類

一、公式参考トシテ提出シタルモノ

御裁可奏請ニ當リ措置案ニ「参考」トシテ「大正十一年二月六日「ワシントン」ニ於テ署名セラレタル海軍軍備制限ニ
關スル條約廢止通告文案ハ「参考」、「祕」トシテ五十五部枢府事務局ニ送付ス

二、顧問官全部ニ對シ配布スル為ニ送付シタルモノ

(イ) 華府會議諸條約及諸決議（條約集第一輯第一卷）

(ロ) 千九百三十年「ロンドン」海軍條約（條約集第九輯第一卷）

(ハ) 海軍省作製「昭和一一（一九三六）年末五大海軍国海軍勢力（制限内艦船）比較表」

(二) 大藏省作製「昭和五年度予算財政計画上ノ海軍軍備留保財源使用区分計画表、昭和六年度予算海軍補充計画事項別内
訳表、昭和六年度予算減税額内訳表」（上記書類ハ海軍省ヨリ枢府事務局ニ送付）

三、枢府事務局ニ送付シタル書類（十二月十一日各一部送付、但シ條約局長説明案ニハ「十二月七日ノ枢密院下審査ニ於
ケル條約局長説明要旨」ト付記ス）

(イ) 枢密院事務局ノ下審査ニ於ケル條約局長ノ説明案

(ロ) 枢密院審査委員会ニ於ケル總理大臣説明案

(ハ) 帝国ノ華府海軍軍備制限條約廢止通告ノ件ニ關シ枢密院審査委員会ニ於ケル広田大臣説明案

(二) 枢密院審査委員会ニ於ケル海軍大臣説明案